

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成27年度 第1回 枚方市地域子育て支援拠点等運営法人選定審査会
開 催 日 時	平成27年10月16日 (金) 17時00分から 19時00分まで
開 催 場 所	別館4階 第2委員会室
出 席 者	会長：橋本真紀委員、副会長：富岡量秀委員 委員：坂口孝司委員、駕田進委員、渡邊美智代委員
欠 席 者	なし
案 件 名	(1) 枚方市地域子育て支援拠点等運営法人募集要項(案)について (2) 枚方市地域子育て支援拠点等運営法人選定審査会選考基準(案)について (3) 選考方法(案)について
提出された資料等の 名 称	1 地域子育て支援拠点「広場さぷり」及び「枚方市ファミリーサポートセンター」運営法人の選定について(諮問)写し 2 枚方市地域子育て支援拠点等運営法人選定審査会委員配席表 3 枚方市地域子育て支援拠点等運営法人選定審査会委員名簿 4 枚方市附属機関条例(枚方市地域子育て支援拠点等運営法人選定審査会) 5 枚方市地域子育て支援拠点等運営法人募集要項(案) 6 枚方市地域子育て支援拠点等運営法人応募に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて(案)(関係書類一式) 7 枚方市地域子育て支援拠点等運営法人選定審査会 選考審査表(案) 8 選考審査の手順について(案)
決 定 事 項	(1) 会議の公開・非公開について (2) 会議録について
会議の公開・非公開の 別及び非公開の理由	枚方市情報公開条例第6条第6号及び第7号に規定する非公開情報が含まれる事項について、審議・調査等を行うため非公開

会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	—
所管部署 (事務局)	子ども青少年部子育て支援室 入所・地域支援グループ

審 議 内 容

第1回枚方市地域子育て支援拠点等運営法人選定審査会 会議録（案）

【室長】

ただいまから、「枚方市地域子育て支援拠点等運営法人選定審査会」を開会いたします。本日は、お忙しい中、委員の皆様にはお集まりいただき、深く感謝申し上げます。この審査会の会長が決まるまでの間、司会をさせていただきます。子育て支援室長の杉浦でございます。よろしくお願いいたします。本日の出席委員は4名でございます。委員数の2分の1以上のご出席を得ておりますので、本日の審査会が成立している旨、ご報告いたします。なお、後ほど会議録について、ご審議いただきますが、委員会の会議内容の正確性を期すため、補助的に会議を録音させていただいておりますのでご了承願います。それでは、お手元の次第によりまして、審査会を進めてまいります。まず、理事の長沢 よりご挨拶申し上げます。

【理事】

理事の長沢でございます。

委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ、本選定審査会にご出席いただき、ありがとうございます。

子ども・子育て支援に係る課題や待機児童の解消を図るとともに、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すため、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定され、今年の4月から、「子ども・子育て支援新制度」がスタートしたところでございます。新制度では、保育制度の大きな変更をはじめとした「教育・保育」の面がクローズアップされがちですが、一方では、核家族化の進行等により、子育てに関する不安や負担を感じる親が増加していることが、課題として指摘されております。このような状況の中、今回、皆様に運営法人の選定をご審議いただきます「広場さぷり」を含めました地域子育て支援拠点事業や「ファミリーサポートセンター」事業につきましては、すべての子どもや子育て家庭を対象に、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目的とした国の新制度においても、「地域子ども・子育て支援事業」の中に位置づけられており、本市における地域の子育て力向上に向けた施策の中心的な役割を担う事業であると認識しております。

これらの事業につきましては、平成25年度から、法人への委託による運営としておりますが、委託期間が今年度末をもって満了することから、今後も、継続して、民間が持つ特性やノウハウを生かし、多様化する子育てニーズに、より幅広く応えていきたいと考えておりますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

【室長】

それでは、本審査会の委員の皆様のご紹介をさせていただきます。お手元の資料4「枚方市附属機関条例」をご覧ください。条例の別表1市長の附属機関の中に、本審査会がございます。わかりやすいよう付箋をつけておりますので、その箇所をご覧ください。表の左端から名称、担当事務、委員定数、委員構成、委嘱期間の順に、規定しています。委員構成につきましては、まず、第1号の学識経験を有する委員といたしまして、関西学院大学 教育学部 教授の橋本 真紀委員でございます。同じく、大谷大学 短期大学部 准教授の（富岡

量秀)委員でございます。富岡量秀委員につきましては、渋滞に巻き込まれているということで少し遅れて来られます。次に、第2号の経理に関する専門知識を有する委員といたしまして、税理士の駕田 進委員でございます。次に、第3号の枚方市民生委員・児童委員を代表する委員といたしまして、桜丘校区 主任児童委員の渡邊 美智代委員でございます。第4号の市民団体を代表する委員といたしまして、川越校区コミュニティ協議会 会長の坂口孝司委員でございます。本審査会は、以上の5人の委員で構成されます。各委員の皆様のお手元に委嘱状を配付しておりますので、ご確認ください。任期は、答申をいただくまでとなります。その間、委員の皆様におかれまして身分上は、地方公務員法に規定する特別職の非常勤職員になります。先ほど見ていただきました資料4の「枚方市附属機関条例」第9条のとおり、守秘義務がございますので、本審査会で知り得た情報については、漏らすことのないようご注意願います。

また、選定の公平性を保つため、応募法人の中に、各委員の皆様と利害関係のある法人がある場合は、その法人の審査はできませんのでご了承願います。本審査会の事務局は枚方市子ども青少年部子育て支援室が担当いたします。それでは、事務局の職員を紹介させていただきます。

子ども青少年部長の水野 裕一でございます。

【室長】

子育て支援室 入所・地域支援担当課長の横尾 佳子でございます。

子育て支援室 入所・地域支援担当課長代理の秋山 利恵でございます。

子育て支援室 入所・地域支援担当 主任 山原 昇でございます。

最後に、司会の私、子ども青少年部次長兼子育て支援室長の杉浦 雅彦でございます。

続きまして、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

まず、本日の審査会の次第でございます。

資料1といたしまして、地域子育て支援拠点「広場さぷり」及び「枚方市ファミリーサポートセンター」事業運営法人の選定について（諮問）の写しでございます。

次に、資料2といたしまして、枚方市地域子育て支援拠点等運営法人選定審査会 委員配席表でございます。

資料3といたしまして、枚方市地域子育て支援拠点等運営法人選定審査会委員名簿でございます。

資料4といたしまして、枚方市附属機関条例でございます。

資料5といたしまして、枚方市地域子育て支援拠点等運営法人募集要項（案）でございます。

資料6といたしまして、枚方市地域子育て支援拠点等運営法人応募に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて（案）（関係書類一式）でございます。

資料7といたしまして、枚方市地域子育て支援拠点等運営法人選定審査会 選考審査表（案）でございます。資料8といたしまして、選考審査の手順について（案）でございます。次に、参考資料集としまして、

参考資料1 枚方市地域子育て支援拠点事業実施要綱

参考資料2 枚方市ファミリーサポートセンター要領

参考資料3 枚方市ファミリーサポートセンター会則

参考資料4 枚方市審議会等の会議の公開に関する規程解釈・運用基準

参考資料5 枚方市情報公開条例

以上の5点をまとめさせていただいております。資料の過不足等、ございませんでしょうか。それでは、次第5の会長の選出に移らせていただきます。

資料4「枚方市附属機関条例」をご覧ください。第4条第1項で本審査会に会長を置くこととし、第2項では、会長は、委員の互選により定めることとしております。委員の皆様のご承諾が得られれば、事務局にて（案）をお示ししたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

【委員】 異議なし

【室長】

それでは、事務局（案）をご提示させていただきます。枚方市地域子育て支援拠点等運営法人選定審査会 会長に関西学院大学教育学部教授の「橋本委員」にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

【委員】 異議なし

【室長】

では、橋本委員に会長をお願いします。以後の進行については、条例第5条第1項に基づき、会長が議長となりますので、橋本会長よろしくお願いたします。それでは、橋本会長、恐れ入りますが、会長席へ移動していただきますようお願いいたします。次に、長沢理事から橋本会長に対して、審議会への諮問をさせていただきます。恐れ入りますが、橋本会長、自席にてお願いします。

【理事】

それでは、諮問書をお渡しいたします。地域子育て支援拠点「広場さぷり」及び「枚方市ファミリーサポートセンター」事業運営法人の選定について（諮問）地域子育て支援拠点「広場さぷり」及び「枚方市ファミリーサポートセンター」事業について、平成28年4月からの運営を委託する法人を選定するため、枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）第1条2項の規定に基づき、貴審査会に諮問します。よろしくお願いたします。

【室長】

なお、大変恐縮ではございますが、長沢理事は次の公務が入っておりますので、ここで退席させていただくことをお詫び申し上げます。

また、先ほどの諮問書につきましては、皆様のお手元の資料1として、その写しをお配りしておりますので、ご確認ください。それでは、これからの進行は、会長にお願いしたいと思っております。橋本会長、よろしくお願いたします。

【会長】

会長のご指名をいただきました橋本でございます。ただいま、理事から諮問をお受けしました。

しっかりと会議の運営を進めていきたいと思っておりますので、委員の皆様のご理解とご協力を

賜りますよう、よろしくお願いいいたします。それでは、次第に従い、審議を進めてまいります。まず、「次第6 職務代理者指名」ですが、本会議の設置条例第4条第4項に、会長が会議の出席に支障をきたした場合は、あらかじめ職務を代理する副会長を設置し、第4条第2項で会長が必要と認める場合は、会長が指名できることとなっております。私が会議に出席できない場合の代理として、富岡（とみおか）委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

【委員】 「異議なし」

【会長】

ご異議がないようですので、副会長は富岡委員にお願いいたします。では、富岡副会長は副会長席へ移動をお願いします。

それでは、会議を進めていきます。「次第7」として、本会議の運営事項の確認をさせていただきます。まず、本審査会につきましては公開とするのか、非公開とするのか、ですが、公開の場合は会議の傍聴を認めることとなります。この点について、確認したいと思います。

それでは、会議の公開・非公開について、事務局の説明を求めます。

【事務局】

それでは、事務局よりご説明申し上げます。まず、資料4 本会議の設置根拠となっている「枚方市附属機関条例」の第6条をご覧ください。

次に、恐れ入りますが、参考資料集も併せて使わせていただきます。

まず、参考資料集にあります参考資料4の「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」解釈・運用基準をお開きください。

本市では、「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」を制定しております。2ページをご覧ください。第3条で審議会等の会議につきましては原則公開することとしていますが、同条ただし書きで、(1)号から(3)号に該当する場合は、公開しないことができるとしてあります。先ほどの条例の内容と同様であります。次に、参考資料5の「枚方市情報公開条例」をご覧ください。資料の2ページをご覧ください。「枚方市情報公開条例」第6条第1項で公開しないことができる情報を第1号から第8号まで列挙しています。このうち、本審査会では、第3号の法人等に関する情報、第6号の意思形成過程情報、及び第7号の事務事業執行過程情報を取り扱います。

これらについての詳細を、補足資料に記載しております。補足資料の1ページをご覧ください。第6条第3号では、法人等に関する情報ということが定められており、法人その他の団体又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる場合に非公開とすることができることとされています。本審査会で取り扱う情報としましては、特に、その下の解釈の4番の(4)の経理、人事等の内部管理に関する情報が入っています。また、第6号の意思形成過程情報につきましては、4ページ、表の左の欄、大分類2、公開することにより、自由かつ率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が著しく阻害されると認められる情報という規定があります。本審査会では、具体の法人選考基準を定める場合や法人選考を書類審査及びプレゼンテーションで行う場合は、これらの事由に該当します。

また、第7号の事務事業執行過程情報につきましても、7ページ、表の左の欄、大分類2、公開することにより、これらの事務事業の適正若しくは公正な執行を著しく妨げると認められる情報などの規定があります。こちらにつきましても、募集要項や法人選考基準を定める場合は、これらの事由に該当します。

本審査会では、本日の審査会の案件である募集要項や、法人選定にあたっての選考基準についてご審議いただく場合、また、第2回審査会の案件として予定している法人選考を書類審査及びプレゼンテーションで行う場合において、これらの事由に該当するため、非公開とすることが適当と考えております。

【会長】

行政の審議会や協議会などは情報公開制度の趣旨から、公開が望ましいと思います。この選考会議でも審議される内容によっては公開が妥当の場合がありますが、本日の審議内容は運営法人の募集要項や選考基準の審議であり、また、次回審査会の案件は書類審査及びプレゼンテーション審査による法人選考であることから、本審査会は非公開とすることが妥当と考えますが、皆様いかがでしょうか。

【各委員】

異議なし

【会長】

本審査会は非公開で行うことを確認いたしました。

【事務局】

現在、傍聴希望者はおられません。

【会長】

続きまして、本会議の会議録について事務局から説明を求めます。

【事務局】

再度、参考資料集の資料4「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」の6ページをご覧ください。第7条で、会議録の作成について定めています。

審議会等の会議について第2項に会議の名称等を記載して会議の記録を作成すること、また、第3項に審議会では発言内容等について記録することとされています。

先ほど会議の公開・非公開について議論していただきましたが、会議録につきましては、会議の公開・非公開にかかわらず作成することとされていますので、この会議につきましても事務局で会議録を作成し、委員の皆様のご確認を頂いた上で、会議録とさせていただきたいと思います。

なお、発言者の表記につきましては、委員の皆様の活発な議論をお願いしたく、委員の個人名は表記せず、会長、副会長、委員と表記したいと考えております。繰り返しになりますが、会議録につきましては、事務局で作成し、委員の皆様のご確認をいただいた上で、会議録とさせていただきます。なお、会議録作成のため、録音させていただきますことをご了承ください。

【会長】

ただいま、事務局から説明がありましたとおり、会議録を作成するということになります

ので、各委員の発言は記録されますが、表記は会長、副会長、委員と表記されることとなりますが、よろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし

【会長】

次に、本日の資料の取り扱いについて、確認したいと思いますので、事務局からの説明を求めます。

【事務局】

本日の会議資料につきましては、お手元の「枚方市地域子育て支援拠点等運営法人選定審査会」資料一覧をご覧ください。

一覧の中の「5. 枚方市地域子育て支援拠点等運営法人募集要項（案）」「6. 枚方市地域子育て支援拠点等運営法人応募に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて（案）関係書類一式」、「7. 枚方市地域子育て支援拠点等運営法人選定審査会 選考審査表（案）」及び「8. 選考審査の手順について」につきましては、募集要項や審査基準の考え方をご審議いただくため、法人募集を開始するまで、事前に決定前の情報が出ることについて、公平性の観点から支障があると考えます。これらの資料は、会議終了後、事務局でお預かりいたします。

会議終了後は、必ず自席に置いておいていただきますようお願いいたします。

なお、資料5～8以外については、お持ち帰りいただいても支障ありません。

資料の取り扱いにつきましては、皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

また、資料につきましては、事務局により、委員ごとに用意させていただくファイルに綴じまして、次回の審査会開催まで保管させていただきます。

【会長】

ただいま、事務局から説明がありましたとおり、資料5～8につきましては、事務局で預かるということになりますが、よろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし

【会長】

会議運営事項の確認はこれで終了します。それでは、審議に入りたいと思います。

最初に本会議の担当事務について押さえておきたいのですが、条例の別表に、担当事務について定めがあります。確認のために事務局の説明を求めます。

【事務局】

それでは資料4の枚方市附属機関条例の付箋を貼らせていただいているページをご覧ください。表の1番上にある審査会が当審査会であります。担当事務としまして、地域子育て支援拠点事業、ファミリーサポートセンター事業又は、閉園する幼稚園を活用した保育所分園を運営する法人の選定に関する審査と書かせていただいている通りです。尚、今年度審査会においては、前の2つに該当する地域子育て支援拠点事業とファミリーサポートセンター事業に関する運営法人の選定に関する審査会になりますので、よろしくをお願いいたします。

【会長】

ただいま、事務局から説明のありましたとおり、本審査会は、地域子育て支援拠点「広場さぷり」及び「ファミリーサポートセンター」事業を平成28年4月から運営する法人を選定することが目的です。このことを踏まえた上で、本日の案件に入りたいと思います。

次第8の審議として、「(1) 枚方市地域子育て支援拠点等運営法人募集要項(案)について」とありますが、このことについて事務局から説明をお願いします。

【事務局】

資料5の枚方市地域子育て支援拠点等運営法人募集要項(案)をご覧ください。

初めてご覧になる資料で読み上げという形になりますので、区切りのよい箇所で切らせていただいて質疑応答の時間を持たせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

1. 「募集の趣旨」ですが、地域の子育て支援機能の充実を図り、もって子育ての不安感を緩和し、及び児童の健やかな育ちを促進することを目的としている地域子育て支援拠点事業が私立保育園7園、公立保育所3園、ファミリーポートひらかた、枚方市立教育文化センター内施設、及びサプリ村野内施設の計13ヶ所で実施しております。このうち、サプリ村野内施設については、平成25年度より、地域において育児の援助を行いたい者及び育児の援助を受けたい者の相互援助活動の調整等を行うことにより、地域での子育て支援に資することを目的とするファミリーサポートセンター事業(以下「センター事業」という。)と合わせて社会福祉法人への委託による運営を行っています。

当該委託から3か年度目となる今年度末をもって現在の運営法人との委託契約期間が満了することに伴い、来年度からの運営法人を募集するものです。

2. 事業の実施場所は、枚方市村野西町5番1号 サプリ村野1階及び2階のそれぞれ一部となります。

(1階:約210㎡、2階:約130㎡。1・2階とも倉庫を含む。)

3. 委託期間として、平成28年4月1日(金)～平成31年3月31日(日)とします。

4. 委託料としまして、年額で18,820千円を上限とし、実際の委託料の額については、運営法人の選定後に当該法人から見積書を徴集した上で、決定します。

(1)委託料に含まれる経費としまして

①人件費(職員の報酬、活動旅費など)

②事業費(一般健康診断、講師・託児等謝金、出張旅費、消耗品費、図書等購入費、備品購入及び修繕費、被服費、コピー機リース・保守・消耗品供給契約料、印刷製本費、通信費、ホームページ運営費、広報費、会議費、行事費、補償保険料、会場使用料など)

尚、※につきますは、枚方市が所有している施設でございますので光熱水費や施設の維持管理に係る費用は市が負担することになっております。

(2)委託料の支払等でございますが、

①委託料を部分払17回及び完了払にて支払うものとします。

②指定する期日までに、市が定める様式による請求書を提出してください。

③前項の規定により請求書の提出があったときは、市は当該提出のあった日から起算して30日以内に、当該請求書に係る委託料の額を支払うこととします。

5. 委託事業実施の方法

市は、委託契約に基づき、運営法人に対し、事業に係る経費を委託料として支払います。

ただし、運営法人選定後から委託期間中において、次のいずれかの事項に該当し、運営法人として適当でないと認められる場合には、選定を取り消し又は委託契約を解除することがあります。選定の取り消し又は委託契約の解除を行った場合において、法人の損害に対しては、市は賠償しません。また、選定の取り消し又は委託契約解除に伴う市の損害について、法人に損害賠償を請求することがあります。

(1) 事業運営にあたって、市との連携及び協力の姿勢がないとき。

(2) 委託契約について重大な違反があり、そのことにより契約を継続することが困難なとき。

(3) その他運営法人として適当でないと市長が認めるとき。

それではここで、いったん説明を区切らせていただきます。よろしくお願いいたします。

【会長】資料5の「1 募集の趣旨」から、「5 事業実施の方法」までで、ご意見のある方はおられませんか

【会長】それでは、事務局から続きの説明をお願いします。

【事務局】

6. 事業実施日及び実施時間としまして、土曜日及び日曜日のいずれか1日又は両日を含めて週5日以上実施するものとします。休業する曜日を設ける場合には、あらかじめ曜日を決めた上で、休業日として定めることとします。ただし、拠点事業については、週5日以上、かつ1日6時間以上開設することを条件とします。また、ファミリーサポートセンター事業については、週5日以上、かつ1日7時間以上開設することとし、曜日及び時間帯の設定については、地域子育て支援拠点の開設時間帯との重複及び会員の利便性等に配慮するものとします。

なお、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までは休業日とします。

7. 事業の仕様は、P8以降が仕様書となっております。1事業名は枚方市地域子育て支援拠点等運営事業です。2事業目的は、子育ての負担感等の緩和を図り、安心して子育て・子育てできる環境を整備するため、地域における子育て支援の拠点として、地域の実情に応じたきめ細かな子育て支援サービスの提供と、育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者の相互援助活動の調整等を行うことにより、地域での子育て支援に資することを目的としております。

3. 一般的事項として

(1) 事業の実施は、枚方市地域子育て支援拠点事業実施要綱及び枚方市ファミリーサポートセンター要領の規定に基づいて行うものとし、関係法令を遵守するものとするとしております。これらの要領は、参考資料に綴じさせていただいております。時間の都合上、目を通しておいていただきますようお願いいたします。

(2) サプリ村野における地域子育て支援拠点（愛称「広場さぷり」。以下、「広場さぷり」という。）及びファミリーサポートセンター事業の運営法人（以下、「運営法人」という。）

は、市及び関係機関等と連携し、事業及び施設の運営にあたるものとします。

(3) 事業実施にあたり、運営法人は会計区分を明確にするとともに、関係書類及び諸帳簿等を備え常時記録を保管し、利用・相談状況など定期的に市に報告するものとしております。

(4) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項については、市・運営法人双方で、必要に応じてその都度協議するものとなっております。

4. 個別事項としまして、

(1) 地域子育て支援拠点事業（一般型・5日型、地域機能強化型）

①開所日数等

土曜日及び日曜日のいずれか1日又は両日を含めて週5日以上、かつ1日6時間以上開設すること。

なお、曜日及び時間帯については、子育て親子の利用しやすい時間帯に十分配慮し、設定すること。

①につきましては、先ほどお話をさせていただいたので、割愛させていただきます。

②職員配置

事業に従事する職員については、育児、保育に関する相談指導等について相当の知識及び経験を有する者であって、地域の子育て事情及び地域全体での子育て支援に係る資源に精通した者を専任で2名以上配置すること。（開設時間中は、常時2名の配置が必要。）うち1名以上は常勤職員を配置すること。

【参考】

平成26年度における広場さぷりの年間延べ利用者数は約18,500人でした。

③事業内容では

次に掲げる事業を全て実施することとしております。

ア 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

子育て親子が気軽にかつ自由に利用できる交流の場を設置し、子育て親子の交流を深める取組み等を実施していただきます。

イ 子育て等に関する相談、援助の実施。子育てに不安や悩みなどを持っている子育て親子に対する相談、援助等を実施していただきます。

ウ 地域の子育て関連情報の提供。子育て親子が必要とする身近な地域の様々な育児や子育てに関する情報を提供していただきます。

エ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施。子育て親子や、将来、子育て支援に関わるスタッフとして活動することを希望する者等を対象として、月1回以上、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施していただきます。

オ 地域支援活動の実施

● 子育て支援を必要とする家庭等の支援のため、生涯学習市民センター、公園等の公共施設等に出向いて、親子交流や子育てサークルへの援助活動等の地域活動支援事業を実施すること。

● 地域支援活動の中で、より重点的な支援が必要であると判断される場合には、当該

家庭への訪問など、関係機関との連携・協力により支援を実施することとしています。

カ 地域子育て支援会議の設置及び運営

地域における子育て支援を推進するため、子育てにかかる関係機関や地域のボランティア等と連携した会議を設置し、地域における子育て支援の推進方針や取組みについて検討すること。

キ 地域機能強化活動の実施

地域の実情に応じて、地域全体での子育て親子の育ちを支援するため次に掲げるもの、●のところですが、いずれかを1月につき2回以上実施することとしております。

④利用者からの参加料の徴収

実施事業の参加料は無料とし、利用者から参加料を徴収しないこと。ただし、催事、講習・講座等の実施に係る実費（材料費等の経費）を利用者から徴収することはできるとなっております。ここまでは、地域子育て支援拠点事業となっております。

(2) ファミリーサポートセンター事業は概要のみご説明させていただきます。

①の開所日数等は先ほどの子育て支援拠点事業と同じですので、省略させていただきます。

②職員配置は、ファミリーサポートセンターには、アドバイザー（相互援助活動の調整等の事務を行う者をいう。）を配置すること。また、アドバイザーには、保育士資格を有する者、または子育てに関し豊富な知識や経験を有する者を選任することとしております。参考に平成26年度の会員の登録人数や活動実績を見ていただければと思います。

③事業内容ですが、次に掲げる事業を全て実施することとしています。

ア 会員の募集、登録その他の会員組織運営業務

会員募集のために、本事業の周知を積極的に行うとともに、会員の登録に関しては、1年ごとに更新・整理すること。

イ 相互援助活動の調整業務

依頼会員のニーズに応えられるよう、適切かつきめ細かなコーディネートを行うこと。

ウ 会員に対して相互援助に必要な知識を付与するために行う講習会関係業務

円滑な援助活動を行うために必要な知識を得てもらうための講習を実施すること。特に、子どもの発達や預かり中の子どもの安全対策等について理解を深める内容の充実を図ること。

エ 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会開催業務

交流会等の実施にあたっては、会員同士の交流を深め、情報交換や研修の場として多くの会員が参加できるよう努めること。

オ 関係機関との連絡調整業務

関係機関との連絡調整を行い、円滑な事業運営を行うこと。

カ センター事業に関する広報業務

全会員に情報提供等を行うよう努めるとともに、本事業について、広く市民に広報を行うこと。

キ 前各号に掲げるもののほか、事業の目的を達成するために必要な業務としておりま

す。

④援助活動の報酬等の基準

別紙「枚方市ファミリーサポートセンター報酬に関する基準」のとおりとする。

⑤補償保険への加入

援助活動に関して生じた事故等に対応するため、傷害保険、賠償責任保険、児童傷害保険及び研修・会合傷害保険に加入すること。

⑥業務システムの貸与

市は、運営法人に、ファミリーサポートセンター事業会員管理用システムソフトをインストールしたパソコン（1台）を貸し出すものとする。

5. は履行期間となっており、平成 28 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日までです。

6. 履行場所は、枚方市村野西町5番1号サプリ村野1階及び2階にて行うこと。

ただし、講習会、交流会等の開催等は、必要に応じて、適切な場所で行うこととなっております。

7. 事業計画等

運営法人は、次の事項について事前に市と協議し、その承諾を得なければならない。

- (1) 委託業務の事業計画及び収支に関すること。
- (2) 委託業務について重要な事項に関することとなっております。

8. 事業報告等

運営法人は、毎月10日までに、市が指定する様式により前月分の事業実施状況の報告を行うとともに、毎年度における事業の完了後、遅滞なく、(1) 事業決算書及びその付属書類 (2) 事業の実施状況及びその付属書類 (3) 前2号に掲げるもののほか、事業に関し市が必要と認める書類を作成し、期日までに市に対し報告を行うこととしております。

9. 秘密の保持では、

(1) 運営法人からの個人情報の漏洩を防止するため、枚方市個人情報保護条例を遵守するとともに、業務従事者（学生等ボランティアを含む。）に対して個人情報の保護に関する教育及び指導を行うこととしております。

(2) 個人情報の管理に関する覚書を市と運営法人の間で別途締結するとともに、業務従事者の誓約書の写しを提出していただきます。

10. 施設運営に関する事項について

(1) 業務従事者の氏名、勤務形態を市に報告すること。また、変更があった場合には、その旨を直ちに届け出いただくこととしております。

(2) 業務従事者に対して必要な研修を実施又は受講させ、その資質向上に努めていただきます。

(3) サプリ村野は、様々な機能を持つ施設が入居する複合施設であることから、施設運営にあたっては、サプリ村野内の他施設との連携を十分に図っていただきます。

(4) 実施施設の安全管理に十分配慮し、火災、事故、損傷等を防止して利用者及び業務

従事者の安全確保に努めるとともに、財産等の保全に努めることとしております。

(5) 実施施設の衛生管理に十分配慮し、常に快適な利用ができる状態の保持に努めること。事業実施上発生した廃棄物については、適正な分別を行い、所定の場所に搬出するとともに、定期的な清掃等を実施していただきます。

(6) 省エネルギーを心がけ、省資源及びごみ減量の取り組みに努めるなど、環境への負荷の低減に努めることとしております。

11. 設備、備品類等の管理に関する事項です。

(1) 委託料により運営法人が購入した備品類（購入金額 30,000 円以上のものに限る。）の所有権は市に帰属するものであること。運営法人はこれらの備品類について、台帳を整備するなど善良なる管理者の注意を持って管理することになっております。

(2) 遊具等の物品は、特に衛生保持に努めるとともに、常に破損の有無を確認し、市と協議の上、必要に応じ法人の負担により修繕又は廃棄することとしております。

12. 知的財産権等の取り扱いに関する事項は、事業を運営する過程で発生する以下の知的財産権等については、次のとおり取り扱うものとしております。

(1) 運営法人が作成した印刷物（印刷物の原版である電子データを含む。）

①定期的に利用者対象に発行する通信誌及び子育て情報提供事業の一環として作成した情報紙は運営法人に帰属します。ただし、市は、市民等への情報提供等の公益的目的がある場合には、当該印刷物の全部又は一部を自由に複製し、配布することができます。

②上記以外の印刷物については、作成に至る経過等を踏まえて、市と運営法人が協議して決定いたします。

(2) 運営法人が開発した研修プログラムは、運営法人に帰属する。ただし、枚方市内において、市及び他の地域子育て支援拠点が、地域の子育て支援関係者の養成を目的に当該研修プログラムを使用し、研修を実施する場合には、運営法人は当該研修プログラムを無償で使用させなければならないことになっております。

(3) 施設愛称

施設愛称（「広場さぷり」）については、これまで長く使用し地域において定着していることから、サプリ村野における地域子育て支援拠点の愛称としてのみ使用できるものであり、運営法人が行う他の事業等において、施設愛称、事業名称等として使用することはできないものとなっております。

13. 留意事項は

(1) 運営法人は、電話使用料・消耗品費等の支払いなど、センター運営にかかる事務を適正に行うこと。また、不具合が生じた備品類については、市と協議の上、必要に応じて修繕等の対応を行うこととしています。

(2) 運営法人は、実施施設及び事業実施上の瑕疵により、利用者その他の第三者に損害等を与えた場合には、その損害を賠償すること。また、必要な範囲で傷害保険等必要な損害保険に加入することとしています。

(3) 運営法人は、利用者等からの苦情に対し、迅速かつ円滑な解決を図るため、利用者等の立場に立って、その苦情対応に努めることとしております。長くなりましたが、ここ

で切らせていただきます。

【会長】

説明が長かったです。資料5の「6. 事業実施日及び実施時間」から、「7. 事業の仕様」まで、ご意見のある方いらっしゃいますか。よろしいですか。はいどうぞ。

【副会長】

また、後々教えていただけるかも知れませんが、選定委員の方々と選定の基準の共有というところで確認をさせてください。資料で言いますと9ページあたりのところに、個別事項のところ、それぞれの職員配置のところがあると思うのですが、そのところで、地域子育て支援拠点事業のところでは、育児、保育に関する相談等について相当の知識及び経験を有する者であって、地域の子育て事情及び地域全体での子育て支援に係る資源を有する者を専任で2名以上配置することとあります。これがひとつの基準ですね。

それで、次のページのファミリーサポート事業に関しては、こちらではアドバイザーには、保育士資格と明確な資格要件があるのですが、この辺は地域子育て支援拠点事業のところでの今までの運営法人さんはどんな配置をされていたのか。その辺を教えてくださいと応募されてきた時の何かひとつの視点になると思います。

【事務局】

10月から地域子育て支援拠点事業は13か所で事業を実施しております。

13か所とも保育士資格を持った職員が配置されていたと記憶しております。場合によっては、2名とも保育士資格を持っている職員が配置されている園もかなりたくさんございます。

資格を持っている職員とそうでない職員、あるいは、幼稚園資格を持っている職員という形で組み合わせて、シフトを組んで運営している法人もございます。

【副会長】

その辺が、こちらで見る時のいわゆる専門知識であるとか、精通というところでのひとつの基準になると考えてよろしいですね。

【事務局】

応募書式の中でどういった体制で考えているか提案の中で、また十分審査していただいたらいいと思いますので、よろしく願いいたします。

【会長】

他にいかがでしょうか。それでは、私の方から1つうかがってもよろしいでしょうか。

P8ページの4に一般型・5日型・地域機能強化型とありますが、今回募集するのは、地域機能強化型を含むということですか。

【事務局】

地域子育て支援拠点事業につきまして、3～4日型、5日型がありまして、5日型を実施している施設では、平成25年度から地域機能強化型へ移行しまして、機能を付加した形で実施しております。今ある5日型を実施している拠点は全て機能強化型のメニューで運営しております。今回、サプリ村野につきましてもこのメニューは必須ということで求めてまいりたいと考えております。

【会長】

簡単に言うと地域のいろいろな資源を持った方々と連携して事業を展開していくということですね。

【事務局】

通常は子育てをしておられる親子が自由に遊んでいただくとか1か月1回以上子育て講習会とか講座をしていただくとかあるいは、情報提供するとか、子育てに関する相談にのっていただくというベーシックな事業に加えて仕様書で言うとP10のキにあたる部分です。

キ 地域機能強化活動の実施

地域の実情に応じて、地域全体での子育て親子の育ちを支援するため次に掲げるもののいずれかを1月につき2回以上実施することという内容を付加させていただいております。本市において、平成25年から実施している事業でございます。新しく出てきた事業ですので、詳しくご説明が出来たらよかったです、

- 地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組み
- 地域の団体とともに伝統文化、地域行事等を実施する取組み
- 地域全体での子育て支援に係る資源の発掘及び育成を継続的に実施する取組み
- 事業を利用できない家庭への訪問等による家庭と地域とのつながりを継続的に維持する取組み

この4点のいずれかを月に2回以上実施していただくことを目的としております。

【会長】

他の委員の方、いかがでしょうか。初めて読まれたら、内容を理解するのは難しいと思うのですが、もしよろしければ、後ほど振り返ってでもご質問をいただければと思いますので、先に進めてもよろしいでしょうか。

【委員】 はい

【会長】

では、事務局からの説明をお願いします。

【事務局】

それでは8の応募資格及び条件に進ませていただきます。

運営法人は、次の(1)から(6)のすべてを満たす法人とします。

(1) 平成27年10月1日現在で、以下のいずれかの条件を満たしている者

① 枚方市内において児童福祉法第7条に規定する保育所等の児童福祉施設を運営している社会福祉法人であること。

② 枚方市内において2年以上乳幼児を対象とした子育て支援の事業実績を有する社会福祉法人であること。

③ 枚方市内において2年以上乳幼児を対象とした子育て支援の活動実績を有する特定非営利活動（NPO）法人であることとしております

(2) 事業を実施するために必要な経営基盤を有している者

(3) 地方自治法施行令第167条の4及び枚方市契約規則第6条の規定に該当しない者

(4) 枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者又は

同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当しない者

- (5) 平成27年10月1日時点で国税及び市税を滞納していない者
- (6) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者となっております。
ここでいったん区切らせていただきます。

【会長】

資料5の「8 応募資格及び条件」で、ご意見のある方いらっしゃいますか。

【副会長】

応募資格、条件のところで条件が3つあると思うのですが、対象になるようなNPO法人はどれくらいありますか。

【事務局】

NPO法人定款の中で、活動内容を福祉、子育てに絞ると日常的に活発に活動しておられる団体は3～4団体ぐらいあると思われます。

【副会長】

その3～4団体が対象になるということですね。

【事務局】

そのように考えております。

【会長】

他、よろしいでしょうか。それでは、事務局から続きの説明をお願いします。

【事務局】

それでは9から始めさせていただきます。

9. は地域子育て支援拠点等運営法人選定申込書等の配布

- (1) 配布日時 平成27年10月30日(金)から12月7日(月)まで(土・日曜及び祝日は除く。)
午前9時から午後5時30分まで(正午から午後0時45分までの間を除く。)

- (2) 配布場所 枚方市役所 子ども青少年部 子育て支援室(市役所別館5階)

※地域子育て支援拠点等運営法人選定申込書等は、市ホームページからもダウンロードして入手できます。

10. 申込受付及び場所

- (1) 受付日時 平成27年11月17日(火)から12月7日(月)まで(土・日曜及び祝日は除く。)
午前9時から午後5時30分まで(正午から午後0時45分までの間を除く。)

- (2) 受付場所 枚方市役所 子ども青少年部 子育て支援室(市役所別館5階)

- (3) 申し込みにあたっては、地域子育て支援拠点等運営法人選定申込書等に必要事項を記入の上、直接ご持参ください(郵送等による申し込みは受け付けません)。

- (4) 提出部数 10部(正本1部、写し9部)

※上記の受付日時後の申し込みは受け付けません。

(5) 状況により追加書類を提出していただくことがあります。

(6) 提出期限後は、提出書類の内容を変更することはできません。

(7) 提出された申込書等については、お返ししません。ただし、不採用となった場合には本市で定めた保存年限終了後、本市の責において全て文書廃棄処分するものとし、本業務以外に使用しません。

(8) 応募に関し必要な費用は、応募法人の負担とします。

1 1. 提出書類は別紙6にあたります。

「地域子育て支援拠点等運営法人選定申込書（様式1に付記）」のとおりです。

1は枚方市地域子育て支援拠点等運営法人選定申込書（様式1）法人の選定に必要な添付書類も付けさせていただき、法人さんに確認していただけたらと思っております。

2は法人の連絡先（様式2）3は応募に至る動機・目的（様式3）4は事業運営方針及び活動実績等（様式4）で基本情動的なことを書いていただきたいと思います。ひとつは、法人の子育て支援関連事業についての理念や考え方を具体的に記載していただきます。

二つ目は枚方市の子育て家庭のニーズや課題についての考えを、三つ目は子育て支援関連事業に関する過去2年間の活動実績を書いていただきます。

5は地域子育て支援拠点等事業計画書（様式5）5からが地域子育て支援拠点事業で大きく3つのカテゴリーに分かれております。1地域子育て支援拠点事業の運営について、2つ目はファミリーサポートセンター、三つ目は留意事項で、それぞれ書いていただくように考えております。たとえば、1. 地域子育て支援拠点事業のところでいいますと、(1)地域子育て支援拠点事業をする上での理念や方針について具体的に記載していただきます。(2)事業実施日及び実施時間について実施曜日や時間の設定の考え方について記入していただきます。(3)職員配置ですが、どのような人が配置されるのを書いていただき、審査の参考にさせていただきたいと思っております。主に仕様書の項目を読んでいただいて、それらに対してご理解いただいて、具体的に(4)～(10)に記入していただきます。2のファミリーサポートセンター事業の運営についても1. 2. 3は同様の考え方から記入していただき、(4)～(10)は必ず実施していただきたい事業内容と(10)保険加入について記載していただきます。3の留意事項では、(1)職員の資質の向上について(2)保険制度への加入についてもあわせて記入していただきます。

仕様書の各項目に対応した内容の提案をしていただきたいと思います。続きまして、履歴書では、理事長、事業責任予定者を付けさせていただきます。

7は、財産目録でございます。ここまではこちらで用意しております書類でございます。

それ以降は、法人でご用意してもらうもので8.法人定款、9.貸借対照表（本部会計・施設会計）、10.決算書一式（本部会計・施設会計、）11.予算書一式（本部会計・施設会計）、12.国税の納税証明書、13.市税の納税（完納）証明書です。国税、市税の滞納がないとい

う証明を出していただきます。14. 過去2年間の子育て支援関連の活動実績（既存資料も可）としております。

1～7につきましては、ホームページからダウンロードして活用いただけます。※2の貸借対照表及び決算書は平成24年度から26年度分を、予算書は平成25年度から27年度分までの写しを提出していただきます。※3について、原本証明は8～11までが必要です。Ⅱのプレゼンテーションについて、合わせて書かせてもらっております。読み上げさせていただきます。

枚方市地域子育て支援拠点等運営法人選定審査会が選考にあたって、プレゼンテーションを実施します。プレゼンテーションの出席者は、3名以内とします。また、事業責任者予定者は必ず出席してください。

プレゼンテーション用資料は、3日前（土日祝を除く）までに10部提出してください。また、パワーポイントを使用する場合は事前に子育て支援室までご連絡ください。

なお、プレゼンテーションの日時については、後日、連絡します、となっております。

Ⅲの選考基準については、選考後に市のホームページにて掲載します。

【提出期間及び提出場所】

提出期間：平成27年11月16日（月）から平成27年12月7日（月）

午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分を除く）

提出場所：子ども青少年部子育て支援室（市役所別館5階）

提出部数：10部（正本1部、写し9部）

※申込書は子育て支援室まで直接ご持参ください。（郵送等による申し込みは受け付けません。）

※申込書提出後、応募を辞退される場合は、必ず辞退届を提出してください としております。

それでは、募集要項P4に戻っていただきまして、12説明会の開催についてでございます。現地での説明会を考えており、参加を求めています。

12. 説明会の開催について

(1) 日時 平成27年11月9日（月）午前10時から

(2) 場所 サプリ村野（枚方市村野西町5番1号）1階 105号室

(3) 施設見学 サプリ村野1階 子育て支援広場
2階 イベントルームうさぎ・りす

※ 応募を予定している法人は説明会に参加してください。なお、説明会への参加申し込みは、平成27年11月6日（金）午後5時までに、1法人3人以内で参加者氏名を電話又はファックスにて報告してください となっております。

13. 募集に関する質疑についてでございます。

(1) 本件募集に係る質問等がある場合は、別紙「質問書」に記載し、平成27年11月11日（水）までにファックス又は電子メールにて担当課まで提出してください。

(2) 質疑内容・回答については、同年11月16日（月）（予定）に枚方市ホームページで公開します。質疑への回答内容は、この要項と一体のものとして、当該要項と同等の効力を

有するものとします。いったんここまでで説明を区切らせていただきます。

【会長】

資料5の「9地域子育て支援拠点事業等運営法人選定申込書の配布」から「13募集に関する質疑について」まででご意見のある方はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

【委員】

はい

【会長】

それでは、事務局から続きの説明をお願いします。

【事務局】

14から最後までご説明させていただきます。

(1) 選考は、枚方市地域子育て支援拠点等運営法人選定審査会（以下、「選定審査会」という。）において行い、その選考結果を踏まえて、枚方市が運営法人を選定します。

(2) 選考は、提出された書類及び応募法人の代表者等によるプレゼンテーションにより行います。プレゼンテーションは15分以内とし、プレゼンテーション後、ヒアリングを行います。（プレゼンテーションを含め、おおむね30分程度）

(3) 選考は、選定審査会において、別に定める選考基準に基づき採点を行い、最高点となった法人を選定します。

(4) 応募法人が1法人の場合、選定審査会において採点を行い、別に定める基準点を満たしていることを条件に選定します。

(5) 選定結果については、全ての応募法人に書面で通知します。また、運営法人選定後、市のホームページで公表します。選考結果公表時には、委員の名簿も公表となりますのでご了承ください。

(6) 法人からの提出書類の著作権は、応募法人に帰属します。ただし、運営法人の決定の公表等に必要な場合には、市は運営法人から提出された事業計画等の内容を無償で使用できるものとします。

(7) 本件に係る応募法人からの提出書類について情報公開請求があった場合は、枚方市情報公開条例に基づき公開します。

15. 運営法人選定後の諸注意としまして

(1) 仕様書の作成

提出された事業計画書に基づき、市と運営法人との協議のうえ、詳細な仕様を決定します。

(2) 見積書の提出、契約書の作成

運営法人として選定された後は、委託契約の締結をするため、市との協議のうえ決定した仕様に基づき、市に対し事業に係る経費の見積書を提出していただき契約金額を決定します。なお、拠点事業及びセンター事業は、社会福祉法上の第二種社会福祉事業であり、契約にあたって消費税は非課税となります。

(3) 施設愛称について

当該地域子育て支援拠点については、「広場さぷり」という愛称を使用していることから、

本公募により選定された運営法人においても、引き続き使用していただき、施設運営を行っていただきます。

(4) 業務の引き継ぎ等準備業務について

事業を開始するまでの期間には、現行の運営法人からの業務引き継ぎ等、事業開始に必要な準備業務を行っていただきます。また、準備業務にかかる人件費等の経費は、運営法人の負担とし、市は負担しません。

(5) 実施施設の内装、設備について

事業実施施設の内装及び設備については、市が施工したもの、及び次の(6)に示すとおり、現行の運営法人が委託料により購入した備品のうち、所有権が市に帰属するもので、現行の運営法人が管理・使用している備品類を活用して事業を実施していただきます。

(6) 備品類について

電話（使用料については運営法人の負担とする。）、机、椅子、ロッカー、カウンター等の事務用品及び遊具等の備品類については、平成 23 年度まで使用していたものを備え付けています。委託料により運営法人が購入した備品類（購入金額 30,000 円以上のものに限る。）の所有権は市に帰属するものとします。

(7) その他

運営法人は、運営期間が満了した場合又は運営の停止を命じられた場合など、業務を他の法人に引き継ぐ必要があるときは、円滑な引継ぎに協力しなければなりません。

次に 16 失格事項です。次のいずれかに該当する場合は失格とします。また、契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、その者とは契約締結を行わず、選定審査における次点者と契約交渉を行います。

(1) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合 (2) 応募資格要件を満たさなくなった場合 (3) 提出期限までに書類が提出されない場合 (4) 提出書類に不備がある場合(軽微な場合を除く。) (5) 提出書類に虚偽の記載があった場合 (6) 著しく信義に反する行為があった場合 (7) 契約を履行することが困難と認められる場合 (8) 応募に際して不正行為があった場合となります。

17. 問い合わせ先ですが、

別紙の通りとなっております。ここまでが募集要項一式となっております。

【会長】

資料5の「14選考及び決定等」から「17問い合わせ先」までご意見いただけますでしょうか。

【副会長】

今、運営されていると思いますが、今までの中で、「もっとこういう機能があったほうがいい」「もっとこういう内容があればいい」というような声があったかもしれないので、プレゼンでのポイントになるので把握されていたら教えてください。

【事務局】

直接利用者さんからの要望などを把握しておりませんので申し訳ありません。数で申し上げますと施設の規模が大きいということもございますが、利用者は枚方市内で一番多く、平

成26年度実績では約18,500人です。直営時は平成23年度が約19,000人利用で利用人数が減っているように見えるかもしれませんが、平成23年度は拠点が8カ所あり、平成26年度は12カ所と増えているにもかかわらず、広場さぶりの利用者は横ばいとなっていますが、一定利用者から評価を得ているというふうに考えております。

【会長】

他にご意見はございませんでしょうか。それでは、募集要項（案）、提出書類等につきましては、おおむね本資料の内容とすることが確認できました。また、不足していた資料については添付をお願いします。

【事務局】

修正が必要な部分もありますので、また事務局で訂正させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

【会長】

事務局においては、先ほどの説明にもありましたように、10月30日（金）から募集要項が配布され、11月17日（火）から12月7日（月）に応募受付されるということなので、手続きを開始してください。

次に、案件2の「枚方市地域子育て支援拠点等運営法人選定審査会選考基準（案）について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

資料7の縦の表をご覧ください。審査に使っていただく採点表ということでご理解いただきたいと思っております。

この見方ということで、左端に通し番号を付けさせていただいております。

募集要項・仕様書のどの箇所に該当するかを書かせていただいております。確認書類ということで、提出のあった書類のうち、どの部分を採点の際に見ていただいたらいいかを記載させていただいております。そして、

右端が配点ということになっております。この配点のところでは、各項目によってイレギュラーなところもありますので、それについては、裏面をご覧ください。表の下にいくつか説明を記載しております。

1点のみの配点について項目番号1番の「平成27年10月1日現在において、保育所等の児童福祉施設を運営しているか、あるいは子育て支援の活動実績が2年以上あるか」は、あるかないかという回答なので1点のみの配点とさせていただきます。書類で確認できない場合は、プレゼンテーションで確認していただいても結構です。各事項とも、標準的に満たしている場合は1点とする。実施していない、もしくは下回る場合は0点とする。また実施可能かつ優れた提案・工夫がある場合は2点とする。4・5は配点を大きくすべき事項であると考えています。4の「過去3年間の経営状態が安定しているか」というところは、これから3年間事業運営を委ねるところでは経営が安定しているというところはポイントとして大きいところではないかと考えております。5.「職員の育成や研修の実施に、積極的に取り組んでいるか」に関しまして、子育て相談にのっていただいたり、適切な情報提供や関係機関との連携、職員の資質を求められることも多いと思っておりますので、このあたりに

についても配点を高くしているところでは、全体の構成としまして、1は応募法人の経営等に関する事項で、1は要件、2は動機、3. ニーズの理解、4. 経営、5. スキルアップ、6 損害保険加入に関する事となつています。2は地域子育て支援拠点事業の運営に関する事項で、仕様書や事業計画書と対応する事項となつており、7～25まであります。7. 8は理念、方針を持っているか、9～25は仕様書、計画書に対応した項目とさせております。

8は色を付けさせていただいておりますが、事業責任者についてプレゼンテーション時に見ていただきたい内容であります。裏面はファミリーサポートセンター事業に関する事項について26は理念、方針、27は8と同様。28～40は仕様書、計画書と対応した項目を並べております。参考までに34でございますが、・会員の募集、登録（更新については1年ごと）その他の会員組織運営業務を適切に行うこととしているか・それらの実施手法に工夫が見られるか（提供会員の会員確保策の強化など）ですが、審査をする上で、（ ）の部分をご参考にしていただければと思っております。一番高い点数【満点】は80点となっております。最低ラインとしては提案などによる加点がない場合、真ん中の色のついたところで42点ですので、こちらを基準としていきたいと思っております。

【会長】

ただいま、案件2であります選考基準（案）について、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問がある方はおられますか。

【委員】（坂口委員）

まだ全部の書類に目を通していませんが、事業者の全体像が見えるものはないか、この事業の他にどんなことをしているのかが見える、資格者が何人いるというような資料があるのでしょうか。

【事務局】

この事業以外に、いろいろな事業を運営しておられるという法人の全体像ですね。

【委員】（坂口委員）

この事業にこの人数を割きますよといったところで、これだけの事業をしていて、この人数配置が本当にできるのかというような疑問を持ったので。

【事務局】

この事業をすることで、法人本体への影響などもあるのではないかとということですね。

【委員】（坂口委員）

人数は書いてあるけど、他の事業とこっちと行ったりきたりということであれば、果たしてこの事業が運営できるのかと。

【事務局】

委託ですが専任の人を置くということになっておりますので、事業を全うできる人員を提案していただくことになります。それを読み取れる資料があればいいのですが、なければ、プレゼンで聞いて答えていただくということになります。

【会長】

他市の同じような運営法人選定の場合、法人本体のそういう組織のわかるような書類も入っていました。保育所の場合、書類上分けられていても人員が足りないことが判明する。責

任者は 2 人つけるといっていましたが、足りないのではないかという事例がありましたので、少し検討していただいたほうがいいのかもかもしれません。

【事務局】

ありがとうございます。

【会長】

プレゼンテーションの時に確認できるかと思いますが。

【事務局】

改めてあった方がいいということですね。取り扱いについてはまた、会長と相談させていただくということよろしいでしょうか。

【各委員】 はい。

【委員】 (駕田委員)

納税証明書は、国税、市税だけでいいのですか。税は都道府県民税は滞納しても別にかまわないということですか。国税と市税 2 つに限定している理由を教えてください。

社会福祉法人や NPO の申告をしたことがないので、都道府県民税がかからないと思ったのですが、市税がかかるということはやはりかかると思うので。この 2 つを見て大丈夫だという判断なのかと思っていたのですが。

【事務局】 NPO 等の税関係でこちらも勉強不足のところがありまして、都道府県税などの取り扱いに関しましても教えていただきたく、申し訳ありません。

【委員】 (駕田委員)

選考審査表の 4 のところ、経営のことに関係するのですが、社会福祉法人と NPO 法人とは違うという視点で見たらいいのか、同じ視点で見たらいいのかそのポイントみたいなものがもしあればいいかなと。しかも今回、大きなポイントになっていたりするので、せっかく NPO 法人が応募された時にどういう視点で経営状態をみるのか、選定の時に共有できたりするといいのかと思います。

【事務局】

NPO 法人、社会福祉法人に関して、後ほど皆様にご相談させていただこうと思ったのですが、財務関係書類のことについて、わかりにくい部分もありますので、K 委員にいったん見ていただいて私どもに解説していただいてから、審査の時に参考にさせていただけるようにできたらと思っております。そのようにさせていただいてよろしいでしょうか。

【全員】 異議なし

【事務局】 K 委員にはまた、ご負担をおかけしますがよろしくお願いいたします。

【会長】

おおむね、事務局案で了承されたかと思います。選考基準は事務局案といたします。次に、案件 3 の「選考方法 (案) について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

選考審査の手順について第 1 段階として応募法人からの書類について選考基準に基づいて審査していただき、「選考審査表【仮審査用】」に採点記入していただきます。選考審査表により各委員の採点を仮集計し、配布し意見交換をしていただきます。2. プレゼンテーシ

オン終了後各委員は選考表に記入していただき、プレゼンテーションの聴取により、記入済みの項目の採点も修正可能とし、選考審査表により各委員の採点を仮集計し、配布、意見交換となります。

選定に向けて、次は選考審査表（本審査用）に採点。修正なければ、プレゼンテーション時の採点を記入していただきます。委員の採点の集計ですが少々時間がかかりますが、ご了承願います。選考審査集計表に基づき、次の3つの条件を満たしていることを条件に法人を決定します。①基準点（210点以上）を満たしている、②各委員の総合計を集計した結果、総合計が最も高い法人（例：甲法人）。③委員ごとに総合計を比較し、最も多くの委員が甲法人に高い点をつけた（選んだ）場合。ただし、総合計が同点の委員は甲法人を選んだものとする。また、委員数が同数の場合も、甲法人を選んだものとする。③について、点数の合計だけで決定しない理由ですが極端な場合、1法人にすべて0点が付けられた場合、他の委員さんが高い点をつけられても0点を付けた委員の合計にひきずられる場合がありますので、点数が高く、かつ多くの委員が選んでいるかという二重の点で条件を満たしているかの観点で選考していただきたいと考えております。条件を満たしている場合は、審査会としてこの法人を選ぶという形にしたいと考えております。条件を満たさない場合、また乖離が大きい場合は意見交換を行った後に再選考とさせていただきたいと考えております。審査会で結論を出していただきましたら、報告書として取りまとめ、市長に対して答申という形で報告していただき、市長までの決裁を得まして運営法人を決定していきたいと思っております。

【会長】

選考方法につきましては、運営法人を選考するにあたり、審査会として、皆さんと一緒に、より客観的で、公平な選考を行い、選考した法人によって安定的に、また、充実した事業運営を行っていただきたいと思っております。

そのための方法について、ただいま、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問がある方はおられますか。事務局の方から、その他、何かありますか。

【事務局】

1月7日（木）に書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し、その後、選考結果について、審査会から市長に答申いただくことを予定しています。

書類審査及びプレゼンテーション審査は応募法人数によって、開催回数が1回または2回となる可能性がございます。また、第2回審査会前にK委員には経理に関する専門的な視点から、申込みのあった法人の財務関係書類を事前に確認していただき、第2回審査会で皆様に各法人の財務状況についてご報告いただく予定にしております。

今後の会議の案件については、法人選考に大きく影響を及ぼす内容であり、意思形成過程にあたることから、冒頭にご確認いただきましたように、以降の会議につきましても、非公開でお願いします。また、答申をいただき、運営法人を決定した後は、会議録や資料を公開する取り扱いとさせていただきます。

【会長】

ただ今、事務局から次回以降の会議の進め方とともに、会議を非公開とすること、また資料の取扱いについて説明がありましたが、いかがでしょうか。

(「了承」の声)

【事務局】

それでは、正式なご案内は後日送付させていただきますが、次回の会議は、1月7日(木)とさせていただきます。会議の内容は、応募法人に対する書類審査及びプレゼンテーション審査となりますので、どうぞよろしく申し上げます。

【会長】

それでは、以上をもちまして、本日の会議を閉会します。

【事務局】

ありがとうございました。